

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 親交会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第2条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 理事長

| | 金 額 |
|---------------------|---------------|
| 理事会、評議員会への出席(実費弁償費) | 3,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日額換算 10,000 円 |
| 証明書等弁償費 | 1,000 円 |

(2) 評議員

| | 金 額 |
|--------------------|-------------|
| 評議員会等会議への出席(実費弁償費) | 3,000 円 |
| 報 酬 | 年額 30,000 円 |
| 証明書等弁償費 | 1,000 円 |

(3) 理事

| | 金 額 |
|--------------------------|-------------|
| 理事会等会議への出席(実費弁償費) 法人職員除く | 3,000 円 |
| 報 酬 法人職員除く | 年額 30,000 円 |
| 証明書等弁償費 | 1,000 円 |

(4) 監事

| | 金 額 |
|---------------------|-------------|
| 監事監査等への出席(実費弁償費) | 3,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 年額 50,000 円 |
| 証明書等弁償費 | 1,000 円 |

(報酬等の支給方法)

第3条 非常勤役員等に対する実費弁償費は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、年度末決算終了時に支給する。その際は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

